

尾張旭市監査公表第47号

令和7年5月30日付け尾張旭市監査公表第43号をもって公表した財政援助団体監査結果報告について、令和7年6月4日付け7都整第50号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年6月30日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

三郷駅前地区市街地再開発組合（都市整備部三郷駅周辺整備推進室）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
【都市整備部三郷駅周辺整備推進室に係るもの】 市と市街地再開発組合は、開発事業の施行により整備される公共施設の整備に要する費用を市が負担することについて、令和5年10月4日付けで覚書を締結している。同覚書の規定に基づき、事業年度ごとの負担金の額を協議し、「三郷駅前地区第一種市街地再開発事業に係る公共施設整備に関する年度協定書」を締結し、市は負担金を支出している。この点、令和5年度及び令和6年度の同協定書には、「詳細は別添「仕様書」による」と記載があるものの、仕様書が添付されていなかった。 負担金に係る協定書の締結事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、室内で周知徹底を図った。 協定書を作成する際には、別添が添付されているかなど、室内の複数職員で確認することで再発防止に努める。